

給水装置工事設計・施工指針の一部改正に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	給水装置工事設計・施工指針の一部改正
政策等の案の公表の日	令和5年1月13日（金）
意見提出期間	令和5年1月13日（金）から令和5年2月13日（月）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、給排水業務課窓口）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	7件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	4
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	3
D	その他（質問など）	0

〈具体的な内容〉

(1) 用語の定義等に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	P.1 1-2 用語の定義 4で「本市においては、」と記載があるが、そもそも小田原市の給水装置工事設計施工指針なのに本市においてとする必要はないのでは。	C	この部分については、全国統一の決まりはなく、小田原市としての考えで決めております。よって「本市においては」と表現させております。
2	P.1 1-2 用語の定義 10で「公道分」と定義を行っているが、「公道」の定義がされていないことから、9の道路や11の私道の説明が不足しているため、用語の定義を改めたほうがよいのではないかと。林道や農道、認定外道路、法定外道路は私道か。	C	いただいたご意見は、今後の改定時に参考とさせていただきます。
3	P.24 2-5-5 既存建物における直結給水への切替え 2で水質検査の結果を提出するのは上下水道局ではなく管理者（小田原市上下水道事業管理者）では。	A	ご指摘のとおり、この部分でいう管理者とは、小田原市上下水道事業管理者を指していますので、修正します。
4	P.63 4-4-5 工事記録写真の撮影 3の各管理者は管理者では。	A	ご指摘のとおり、この部分でいう管理者とは、道路や水路等の管理者を指していますので、修正します。
5	P.64 4-5-1 掘削 4で、たぬき掘りと補足されているが、これでもどのような施工が禁止されているのかわからないので、もっと具体的に定めてはどうか。	C	いただいたご意見は、今後の改定時に参考とさせていただきます。
6	車両と車輛の表記ゆれがある。	A	表記を統一します。
7	159ページ「国道、県道については各管理者」は「国道、県道については各道路管理者」ではないか。	A	ご指摘のとおり、修正します。